

事務連絡
令和4年1月12日

各都道府県 建築行政主務課 御中

国土交通省住宅局建築指導課

完了検査の円滑な実施について(追補)

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、給湯器やトイレ、電気部品など一部の建材・設備の部品の供給が滞っている例がみられることから、引き続き、日本国内の建築工事において、これらの設備等の納品が遅れ、工期が延びる事態が想定されます。

このような事態への対応について、既に住宅局担当課から住宅供給事業者等に対応を要請しているところ(別添1参照)ですが、これらの設備等の納品が遅れる事案がある場合には、引き続き、「完了検査の円滑な実施について」(令和2年2月27日付け国住指第3960号)に従って適切にご対応いただきますようお願いいたします。

貴課におかれましては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

(別添1)「新型コロナウイルス感染症再拡大等による住宅用設備の供給遅延等を踏まえた住宅供給事業者等における業務の対応について」(令和3年11月1日付け事務連絡)

(別添2)「完了検査の円滑な実施について」(令和2年2月27日付け国住指第3960号)

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 亀元、天艸

TEL : 03-5253-8126

事務連絡
令和3年11月1日

住宅供給事業者関係法人 御中

国土交通省 住宅局 住宅生産課

新型コロナウイルス感染症再拡大等による住宅用設備の供給遅延等を踏まえた
住宅供給事業者等における業務の対応について

東南アジアにおける新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴うロックダウン等により、当該地域にサプライヤーを持つ住宅設備メーカーにおいて、製品の納期が遅れる状況が生じており、一部の住宅の供給事業者等（以下「工務店」といいます）においては、住宅の工期が遅延する事例が見られるところです。

つきましては、下記に留意の上、対応していただきますよう貴団体の所属会員への周知方お願ひいたします。

記

1 建築主への情報提供について

住宅設備の供給遅延等により、既に着工している物件で工期に影響が生じる可能性がある場合などは、事業者と建築主との間で混乱を来さないよう、できるだけ早めに建築主に状況を説明することが重要です。

2 事業者の資金繩りに対する支援制度について

工務店で資金繩りにお困りの方は、日本政策金融公庫等にご相談ください。

ご相談を検討される場合は、まずは、

- ・日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505 （全国共通。平日のみ）
(沖縄県で事業を行っている方は、沖縄振興開発金融公庫：0120-981-827(平日のみ))
または
- ・工務店の所在する地域の日本政策金融公庫等の支店窓口（支店ごと・窓口ごとの電話番号等は下記ホームページ参照。平日のみ）

日本政策金融公庫

<https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>

沖縄振興開発金融公庫

<https://www.okinawakouko.go.jp/about/41>

が相談窓口となります。

これまで日本政策金融公庫等や市中銀行等から借入れをしたことのない工務店や建設業許可を要しない事業規模の工務店もご相談いただけます。

なお、工務店が借入申込書等を作成して日本政策金融公庫等の支店に提出した後、審査を経て融資が実行(工務店に貸付金額が振り込み)されるまでには、一定の日数を要しますので、借入申込書等の作成の仕方も含め、早めの相談が必要です。また、審査の結果、ご希望に沿えない場合があることにご留意ください。

以上

【問合せ先】

国土交通省 住宅局 住宅生産課 木造住宅振興室

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8512（夜間直通）

担当：課長補佐 長岡 達己（内線39422）

係員 長 奈緒子（内線39476）

国住指第3960号
令和2年2月27日

各都道府県 建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



完了検査の円滑な実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、トイレ、システムキッチン、ユニットバス、ドア等の建材・設備の部品の供給が滞っていることから、日本国内の建築工事において、これらの設備等の納品が遅れ、工期が延びる事態が想定されます。この場合、これらの設備等が未設置の状態で工事を完了させ、完了検査の申請がなされることが予想されます。

このような案件については、個別の申請者からの相談に応じて、下記の事項に留意の上、軽微な変更に該当する場合には、完了検査を速やかに実施するとともに、軽微な変更に該当しない場合には、計画変更の手続き及び完了検査を速やかに実施していただきますようお願いいたします。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

記

1. 軽微な変更に該当する場合は、完了検査申請書の第三面【10. 確認以降の軽微な変更の概要】欄に、変更内容が記載されていることを確認の上、完了検査を速やかに実施してください。

2. 軽微な変更に該当しない場合は、原則として計画変更となるため、申請者に対しては時間的余裕をもって対応するよう周知してください。

3. 住宅の建築工事の場合、確認済証の交付を受けた内容から一部の設備等がないことをもって、「住宅」として工事が完了していないといった扱いをすることのないよう、柔軟に対応してください。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 高木、矢吹

TEL : 03-5253-8513